

福生市史研究『みずくらいど』10号所収

「玉川上水起元並野火留分水口之訳書」

訂正解読文

玉川上水起元並野火留

分水口之訳書

天保十亥年羽村御見置一件帳之内

玉川上水起元并野火留分水口之

訳書 原半左衛門組与頭動向

小島文平

一城に水を掛るハ警衛之第一故、城を築
には、山水海浪によりて縄張いたし候
事に承り伝へ候。然ルに江戸之

御城者 御本丸高く都而土地低

水に潮汐さし 御城下に住る人

の困り候とて

大猷院様聖慮を御勞し、遊れ

しか、寛永年中御鷹野に被為

御成、無礼村井之頭池水を御覽あり。

此流を御府内江引へしとの

上意^ニ而引候よし、今の神田御上水也。

其頃者^イまた神田川も堀割なけれ

ハ、小川町江流し越高田之廻より堰入

さして、むつかしき水盛といふにも

あらず。水者至^ニ而清けれとも、水元程

近きゆへ、水重し。其上

44

御本丸江懸らす、町方も日本橋辺まで

にて普く行渡らされハ、遠く玉

川の水を引渡度と。慶長年中、町

入庄右衛門清右衛門願出、御免ありて

取掛り候也。玉川ハ水元甲州都留の

郡小菅山多波山、武州多摩郡日原山

の溪間より流出、三流合同し、巖に争ひ

流れ下りぬれハ、水至^ニ而かろし。長流

水なれハ、仙薬にひとしきゆへに、

御本丸懸りに相成、残水 御城下江下

し給る。是に勝る御救やあるへきとて、

武州多摩郡国分寺村真姿の流れを、

合水に引入へしと目論見、多摩

郡日野の渡の側なる青柳村下今の府

中領田用水口より引入、府中八幡下より

往還の方へ掘曲ケ、染谷村の裏通を堀、

合水となせは、出水之砌、堰押流すと

も、狭山なる箱ヶ池も武蔵野を流して、

45

谷保村にて合水に成、両池とも水流

し、三筋合同すれハ、旱水の患ひ

なきにより、四谷大木戸江むけ水盛

渡しけるに、八幡下井筋低し、水

入兼る。古堀故、甲州海道府中宿の入口

堰屋塚前になり。夫より六七里川上江登り

福生村地内より引入、四谷迄の水盛も

濟ミ、関東御郡代伊奈半十郎殿、承

応二より猶伊奈半左衛門殿掛りにて

家来さし出、御扶持方を給り、人足村

より差出、賃錢被下、堀渡候処

大猷院様の思召を継せられ

殿有院様にも御賢慮を御勞し

遊され、何ほと堀割たるや見分いたし

参るへしと。惣奉行松平伊豆守殿江

上意ありて、其日帰りにて時々御見分

に、御城より直ニ御老人乗切にて御越な

され、堀割之始末言上ありしとなり。然ルに

堀渡も相済て、江戸表江^江水懸り相違なき旨

申上、水仕懸候得者、今に水喰土と唱^江、熊

川村地内にて、水残らず地中に引しすミ流

れされハ、詮方尽て、伊豆守殿家来安松

金右衛門を以、再応水盛の伺あり被仰付。

此金右衛門者伊豆守殿実家大河内金兵衛

殿、浜田領河越辺の御代官にて、手代之内、小

畑助左衛門、安松金右衛門兩人ハ地方其外とも

功者なれハ、家来ニ遣され、右翼左翼とな

し、地方向の事ハ彼等に談し給ひ、川越迄

内川の通船、野方の建出し風除並木今も

繁茂し、壹万石の新開をなせし、助右衛門か

目論見しとそ。元より賢者なれ者諸侯

に稀なる古今の功者に名をふれ給ふと也。

然ルに、元来金右衛門荒水ハ見極置ぬれハ、

猶勘弁を廻らし、羽村地内尾作より五之

神村に懸り、川崎村へ掘込、福生村ニ^ニ而出合

積りに水盛渡し、堤なく堰も洗堰にて

不朽之御場所のよし申上、羽村地内阿

蘇宮より掘込^ミ、川崎村へ掛[□]、福生村へ

落合へき積りにも水盛いたし、尾作

同様なる御場所、就中阿蘇宮の方勝し

訳は、尾作は水突当りぬるゆへ、水門保

かたいか、これあるへきなり。その上、御田

地多潰れ、阿蘇宮も少しハ御田地潰れ

候へ者、猶場所見立へきと御評義^ニ而、羽

村前丸山裾より水を反させて、水神

の社を祀れる所に堰入、川縁通堤築

立、井筋とし、福生村より掘入、熊川村地

内より拝嶋村うら道、水喰土の前後^者

捨掘^ニいたし、堀筋を水仕懸ケ、狭山

なる箱ヶ池の流も今の砂川村裏にて

御上水に跨かれハ、助水に同し、江戸へ十

分に水懸り。往昔ハ箱ヶ池の水のミにても、

御本丸掛りハ乏しからず候ほとに流出、箱

崎村を取巻四隣御林木立茂りけるを、

48

49

元禄の頃、御伐払新開となり、水気尽廻り

の田地より土砂を押込、池水涸れ埋^ミけれと、

富士山村の地ハ低しけれハ、今畑合より

水湧溢れ、流集り、末八年とらす川となれ

り。此箱ヶ池を穿ち土砂除、築を築者、適

なる助水となるへけれ共、その費多きを

いとひ給ふか空しく埋もり、草生茂り、波

闌の面影をなすの^ミ也。御上水渡堀之事

ハ信綱朝臣御善政多き中の三大政の

ひとつ也。是より御上水懸り高三歩御

褒美として下され候よしにて、半左

衛門殿家来、堀割取扱候者も、それ^ノに御褒

美も下され候と也、又庄右衛門清右衛門ハ玉

川と名乗へき旨、苗字御免。明暦三年銀九貫

七百五拾匁被下、羽村水元の御普請、江戸内の樋柝伏

替へ、水銀取集方被仰付、身分者町奉行衆の

支配にて、水銀の内を以御手当年々被下

相勤候処、樋柝伏替の御入用并水銀の御勘定

立さりしゆへ、兩人共御咎被 仰付其後に

50

なり都而、御上水ハ、兩御番衆の内、出役ニ而司り、

御勤被成。又町奉行衆之掛リニ被成、町年寄

取扱下役ハ、町方名主二三人ニ而相勤、御上水道野

方見廻リには、多摩郡下高井戸宿名主源太左衛

門、小金井橋より四谷大木戸迄、小川村名主弥三郎

羽村より廻り新田迄見廻るへき旨、石河土佐守

殿被仰渡。宝曆之頃、兩人御免相願、弥次郎

跡役砂川村助右衛門になり、代田村ニ而御上水

路江落込るちり落葉のかゝれる杭あれハ、水

番多七是を揚る役なれハ、源太左衛門見廻り

跡役のよふに、心得相兼勤しか。寛政之頃、御取

扱ニ被仰付いづれも分水口の差引いたし。

是も往昔ハ分水口の少きゆへ、野方水番

なかりしを、万治の頃より享保元文迄ニ、

追々武蔵の野原地新田になり、新田口

嵩ミけれハ、土佐守殿御伺之上、元文四未年

十二月御上水橋々に制札建られ、此なき橋は

元文より後ニ掛り村限通路の作場之

橋なり。百有余年を曆、明和五年年之

九月、五奉行衆の内御普請奉行久松

築前守殿、長田越中守殿御主役に司り

御立合ハ、御目付大岡主水殿御勘定吟味役

川井次郎兵衛殿にて、御上水路一円の

御取扱を初而被仰付、猶要害之御趣意も

相立候儀と恐多も察し奉り候、是ニ寄

御上水の附洲張出し、荻払被仰渡、其後

寛政年中去る享和元酉年迄、兩度之

荻払にて三度ニ及へり、なれとも御上水

之路御堀割後、福生熊川辺より大木戸迄

十式里の間者、鋪の浚なけれハ赤土岩の

如くにや、水を蹴返し候ゆへ、湯水の

節者いと、差支候也。安永の頃、浪人

宇田川長十郎、町奉行牧野大隈守殿江

願出、天明ニ至り千川用水の分水口と並へ

新規ニ樋口一ヶ所被仰付合水となし、

51

下谷上水堀渡せし頃ハ、町方御普請方

両掛リニ而、羽村水仕懸の節ハ格別ニ

水嵩候わけは、一の水門より福生村の辺迄

壱里の間を浚てさへ、水増しければ

下谷上水相止ミ、此分水口は御減ニなり。

浚し所も水元の樋口より程近けれ者、

其後出水之度々小石流下り、敷埋り、

瀬も高く成候なり、此上、惣井筋之土

いわを御浚ひあら者、水掛りなる

程にても、相嵩むへきなり、しかれとも

先年者水神下より福生村前まで、

川縁を切落し、其土を以堤ミを

築きけれハ、保方もよろしく水も

堤などへしミさりしと承りしか、

堤も度々切石川原と成しを、砂利堤ニ

御築立なれハ、川崎村前まで肝要の

所にて、水減し候様に相見へ候、迎も

当時の堰口の瀬形にてハ、金右衛門か最初

52

水盛いたし候阿蘇宮より水引入候方、
最上の工夫にも是あるへけれとも

御入用之費多けれハ、今に丸山より

御引入あれとも、下浅間下の鼻

少し欠残り、水反るのミなれ者、

後來は阿蘇宮よりの御引入とも成へき也。

元禄の如き大水ありて、堤残らす

かけ崩れは、いかんともすへきやう

なし。御要害の御趣意にふれ候とて、

築前守殿は尾作阿蘇宮の内より

引入むと目論見、寛政三_支年之冬、

御勘定吟味役大森与兵衛殿御上水路

見廻りとして、羽村江向け通行之砌、

御上水旧来之始末之御穿鑿あり。阿蘇宮より

引入候方、万代不朽なれ者、諸侯_江命シ

御手伝ニ也。御堀替可被仰付筋の動か

さる所ニして、今の形勢にてはまた

御要害の御趣意も薄く、田畑村圍之

53

為に、諸役人を被遣、川々などの御普請

御手当ニ也又、出水に流れ崩れ、際限も

なけれど、其時之御普請被仰付共、

一度堀割候て、不朽之御場所にして、

江城第一の御備なりと、水盛御入用積迄

済し候。間もなく転役ありて、御主役の

方ならず立合にての目論見ゆへ、夫きり

とは成し也。

一 御上水御堀渡承応之頃は、分水口なく

伊豆守殿御拝領之樋口のミにて、其後

万治年中、小川村砂川村新開ニ也候節、

香水として分水口被下、元禄九子年

白山御殿江今の千川口千川徳兵衛同

太郎兵衛か願ひにて、御上水方佐橋

内蔵助殿伊勢平八殿外三人之掛ニ而

分り白山への、享保七寅年、御上水方

小笠原忠左衛門殿相止め候よふに、□渡

ありけれども、宝永の頃より田用水に

いたし来れば樋口少し残りて、

当時も徳兵衛之子孫あり、

公儀江水料米を納め、村々畑田成ニ流シ

場所より水料米を取助成いたし居候。

都而玉川庄右衛門玉川清右衛門江対談すミ

兩人申立分水口被下候事ニ也、追々、

相嵩其後、享保・元文ニ、武蔵野新田

御取立之砌、田用水ニ分水口被下香水と

のミ、心得居とさにあらず、訳は、村々へ

三四ヶ所ツ、井戸の御手当を以、被下堀置

分水口留し頃ハ、其井も汲ミ候事ニ而、

川崎平右衛門殿新田御世話役より、支配

勘定格御代官迄ニ被仰付後々場所

かへになり。田の出来候までニは世話行届す、

被下切之様に何となく兼用いたし

居るよし。是により亥の冬、与兵衛殿

御糺しありしハ、水料を納す、水引取

分水口之先々、田方を出来候哉左なくハ、

樋口御引上ケ可被成旨、伊奈右近將監殿より

案内に出し出役江申渡有しか。是は

平右衛門殿より半左衛門殿江鄉村引渡之節

申送ありて、尋につき始末申上分り候哉。

村々も的中いたし候ゆへに哉、畑田成の

出来候様いたし、御取箇増へきと訴、

御調も済ミ候ほとこの事にて、全く

治定せざる事、猶相分候。分水口の

御取締方、夫々水配りあらハ、五千俵

くらいの御取箇ハ、増へきなれハ公私之

御益になれハとて、見分糺しも済て、

村々觀しか、与兵衛殿転役にて掛り

御普請役野々山金市郎者、病死いたし候へハ

其後は空しく、夫きりに也候なり。

享保年中紀州より、野村時右衛門・小林

平六兩人、新田方に被召出、其以前より

利左衛門者、武藏野新田願人にて、

貫井村の者なりしか、羽村御上水、

56

享保年中堤通流れ、崩れ水之

懸らざりしを、平右衛門殿押立村之

長にて、新田世話役なりしゆへ、江戸方と

振分り、水仕懸に掛り候節者、利左衛門も

人足差配ニ出、後に川崎堀之堀替之砌も

最初堀割之例ニ而、近郷百姓之出賃銀被下

掛りハ、平右衛門殿江被 仰付、水神山口

当れる水の草花村御林下へ突当り、

其返し川崎村之堤押破り候ニ付堀替

被成、川表之堤ハ流れ崩れ、今も福生村ニ

引入口之古堀残り、新たな堀ハ今も川崎村と

唱へ、是は川崎村之地内、古の名に

あらず、奉行して堀割し人の

姓を伝へしなり。此平右衛門殿と

利左衛門は旧友にて、鈴木新田といへるを

開き長也しか、後手代となし、石州

銀山江も連行。老年に及び古郷ニ帰り、

八拾有余迄なからへ居けれハ、数度

57

逢毎に、種々の事物語いたしけれハ、

承り伝候、平右衛門殿 官命有、和州

吉野、常州桜川杯の桜の実を萌上、

鈴木新田より関野新田の辺迄、御上水の

両縁江、志里二十四町の内に植、利左衛門ニ

実を萌苗を仕立植しか、是ハ

有徳院様御内々好せられ

上意なれハ、新田掛り之町奉行大岡

越前守殿差函にて、植しと承り候。

御上水両縁三間通にハ、松の古木有しを

水氣を引揚井筋之水減候迎、明和

年中、筑前守殿申上ニ而御伐払被

仰付しかとも、是ハ理屈を論し詰たる

説なり。水廻ニ古木ある時ハ、その水氣

を引あげ費候やうに見ゆれとも、

古木あれハ究て土中の水氣を集メ、

窪地沢辺江流れ出るものにて、地方通法の

正説也。先年、吉祥寺村の御林御伐払ニ成

井之頭の池水涸れて、木々立茂ニ

随ひ當時ハ、水湧き満ち、いかなる旱ニも

水絶る事なし。多波・小菅・日原辺の

山々、御伐出之後、玉川之本水減し、

所々に釜と唱へ、淵之ありしも埋ミける

よし。古老の眼前を語る所なり。

され者、御上水路の三間通の芝地に

古木立茂、かよう成行ハ却而、御上水路の

水氣減し、申間敷き訳は今の形勢

にハ、夏より秋へかけて、草葉もよれる

ほとに照りつけ、土埃の立ハ、自ら

井筋の水ハ減するなり。水辺江遠シとも

立茂る山林、極て土しめり、湿氣強き

もの也。今も十三里の間、土地相応の

木品、就中油になる実のつく木を専に、

植ハ往々広太の御益と也。夏月に

水氣の減る患ひもなければ、落葉の

吹ちらぬ柏月桂の類、御植候方宜

聊の草、永になつミ、木品御植立無ハ

60

御取扱も有へき事ならんか。

一野火留用水、伊豆守殿江御褒美ニ

被下けるとて、里語ニ者伊豆守殿堀と

唱へ、野火留用水共呼わけハ、菩提所

武州崎玉郡岩槻領平林寺村之平林寺

出水の患ある所なれハ、領分統武藏野へ

建立し、居宅引移さんと、分水口

拝領あり。野火留といへる芝地、新開ニ

取掛り、古き地名なれハとて、野火留村と

名付、五十石の地者西堀村とて寺領とし、

平林寺村は上地と成候由、又二十四万坪

余之植廻し構置、明暦・万治の頃、引寺の

願ひ相濟、寛文三年移せしと也。建出

新開の村々は、井堀も砂利崩れこみ、

水の湧さるハ、此分水を幾筋にも引

廻し、百姓の相統並に、木品盛木の

手当となれり。残水廢れるを

いろは樋とて、長式間ツ、の四拾八間
掛て、川を打越し、樋の下を

通船往來なせるやうに、金石衛門か

工夫ニ而、宗岡村の地を畑田成となし。

元禄年中迄、川越在城故三代領し

柳沢美濃守殿江渡り、近来秋元

但馬守殿領分なれと、前の姿に修理を

加へ、今も樋ありて永続之助となり。

別に、宮戸村江も一筋掛り、小給所なる由、

新開の地、野火留・菅沢村・其外、式三ヶ村を

添、五千石とし、次男松平因幡守殿を分知

せられ、式万五千石追々御加増あり、常州

土浦の城主となり、京都所司代之砌

卒去。実子なけれハ、甲斐守殿次男

輝綱朝臣を相統養子ニ願ひ、遺領

下されしと也。元禄七、伊豆守殿川越より

下総の古河へ、国替被 仰付川越ハ一円に

美濃守殿江渡り、本家一同知行かへに

61

なりけり。先祖墳墓の地もあれば、

62

野火留続三千石を御加増の地に、右京
大夫殿願ひにて、元禄年中より猶永々
被下候趣の

御朱印のよし、右用水今も伊豆守殿、

右京亮殿両家の用水と相成候。

一野火留用水の事、堀割の始末ニ種々の

雑説有とも、伊豆守殿拝領、理語に府合

の訳は、堀筋上ハ口壱間半、敷壱間、左右

の間に揚場壱間、道敷壱間分水口より

四里の間ハ、除地なり。御褒美ニ被下すして、

私領の免直りくらいに、御料所の地を

潰し、堀筋殊ニ往来自由ならしめん

為也と、道敷迄下さるへき訳なく、此所

を押しても、明らか也。拝領ありて、昼夜

水盛堀割いたし、灯燈の腰に黒く

書、目印見当にいたし、後ニ金右衛門

平林寺江をさめ、其勤功を永く

伝んとて、今も此寺にて、彼の合印を

灯燈ニ用るとなり、御上水野火留分水口の

辺ハ、上ハ口四間、敷三間なるを、伊豆守殿ニも

見込給ひ、三間の敷を式間となし、分水口を

壱間とし、敷より五寸上りニ、巾壱尺位ニ

長四尺程の石を敷並へ、御上水縁表通

左右式間ツ、分水通り両縁三間余、

切石ニ而築立差水洩水のなく、六尺口

より入、敷の水五寸蹴返し、本瀬ニ

勢ひのつくよふにいたし、尤御上水の

内瀬の玄ゆるく、万代不朽なる瀬形の

変しざる場所を見立御影、御上水ハ

至而重く扱ひ、拝領は三分なれとも、

押詰計立候ハ、壱分五厘ニも当り候由ニ

承り伝へ候。元禄三年、玉川通大水

にて、羽村前之丸山欠崩れ、浅間山の

鼻少し残、川水も三ヶ年澄兼村々江

触あり。人足を出し、多波・小菅・日原の

63

三山麓迄川洗被 仰渡、長木を枝之

ま、伐、繩を付打込ミ、水中引すり

しと也。都而大水故ニ御上水路勿論、

野火留用水堀も両岸へ水溢□□家江

押上る程の事ニ而、野火留分水口も殊ニ

欠崩れ、因幡守殿物入を以、以前の如く

築直し、今も縁通は保ち居敷の石ハ

抜捨て、右の取散したる石を橋なとに

かけ、敷ハ百姓家ニ持行、踏台等にも

至し置候由なれとも、夫と断改候事も

ならざるやうに成行、当時ハ御定の

敷より壹尺ほとも下り候趣に見へ、古

来の形崩れたれハ、御上水不足の節ハ

皆留、或ハ五分三分の明きを被 仰渡

野火留村迄ハ四里余の長途なれば、

小川村弥次郎見廻り勤し頃より相對

いたし、引付ニなり、年々俵杭木代多く

相懸り、伊豆守様江下されし御拝領之

水ケ様ニ度々水を御留被成、ケ様ニ御入用

之掛ても、水の来ぬよふに成しとはめき、

古来 公儀より無理ニ御潰し被成候

様に村方心得候へ共、是ハ敷の石を取

散せしも、夫成ニいたし置ける故なるを、

不心得を以、人を恨るハ、下民の情也。敷の

赤土、杭に堀れ、或ハ両岸の石ニ當り水怒て

流込、近年敷の下り、古来変し、水留被

仰渡候ハ、分水口ニ臨ミ、眼前なれハ、

公儀より免し給ハさる所なり。しかハあれと、

此水口の留れハ、野火留領三ヶ村ハ、桶杯に

水を汲あつめ、或ハ堀を窪め、溜置とも

平日沢山ニ遣捨て、引替て四・五日ニも

及び、分水口の明されハ、必至と難義いたし、

渴るの患すくならずと承り及び候。

村数も十ヶ村程ニ懸るを、定掛ニ也て

居る事にて、武蔵野は分水口より程

遠からず。殊ニ堀井も有て、彼三ヶ村は

井もなく、空の香水にて、水口明き候とも、

一昼夜者行渡らすゆへニ、後來批判の

なきよふに、その場を見立、金右衛門か

妙術を残せしハ、名人の志威□□に

絶たり。土台敷の石定能、此分水ニ限り、

御取締宣、外の分水口者御取締に成とも、

動さる御由緒のよし、訳は御褒美ニ給し

ゆへなれハ也。樋蓋の上に土手なく流込、

水懸多よふに、水筋見ゆれとも、全く

さにあらず。敷の通にて、江戸懸を沢山と

見込、敷より五寸上り、残上ハ水三分引者

野火留用水の元形を御用ひにて、江戸

懸り御定あり。都而上ハ水を被下候義も、

古来とハ種々相変し候、此上野火留分

水口元形に直り候ハ、外三十口余の樋口

御取締方の御見合にも成候趣にも

成行可申候。或人、玉川御上水ハ、川村

随軒之水盛と争しか、時代違の

論ニ而、安松金右衛門の水盛堀割は

御郡代之掛りを以、最寄村々より人足を

出し、願人ハ庄右衛門、清右衛門ニ而、水番

羽村儀助・大木戸彦七兩人ハ、願人共下代

にて、引続相勤、羽村にて吾人御咎

御取放ニ成し跡、百姓より源兵衛を被

仰付しやと承り候。然ルに、羽村兩人

寛政年中御取放と成、今ハ茂十郎・半助

とて、彼村之百姓より被仰付、則當時

之水番也。承応三の年ハ、支干も長流

水ニ当り、目出度年なれハとて、この

御上水ニ堀掛りし由ニも、むへなる哉。御上水の

日増ニ栄流して、衛固之御余沢も行て、

御城下ニ住る人ニ名水を汲ける事、猶

君ケ代の尽せぬ御恵ニなりと仰き奉り候。

私先祖善兵衛と申者、大庄屋相勤、

承応年中村内人足引連、御上水路

御堀割之御場所江罷出、人足の差配いたし。

小川村ニ成し所、いまた一円武蔵野

芝地にて、居村地先を堀割、殊ニ、野火

留用水ハ間近き地先の水盛の事

なれハ、堀割迄、度々立合出候旨申伝、

其外、里俗ニ承に伝へ心得罷在候趣

とも、認候事ニ而御座候。

一承り候得ハ、相当之ケ条も相聞

申候間、見合之所ニも、可相成哉と

奉存候ニ付、申聞候趣、書面ニ而差

出候様申達候処、別帳差出申候間、

入御覽申候。以上。

亥

九月

佐橋長門守